

## 保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりである。

表1 上限人数

種別	保育児童
A型	1人
B型	4人
C型	10人
D型	18人

- 2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の介護施設等決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の介護施設内保育所運営費に係る設置者負担額（山梨県介護施設内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、介護施設内保育施設運営費は、介護施設内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の介護施設内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型及びB型にあっては2人、C型にあっては4人、D型にあっては10人を下回る場合は、当該介護施設内保育施設の保育士等の数は、A型及びB型2人、C型4人、D型10人とする。

(2) その他の経費は、介護施設内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうち県の認められた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等介護施設内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数  
2.6人

介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費  
年額3,186,000円

(計算式)

$$\text{負担能力指数} = \frac{\text{補助を受けようとする年度の前々年度の保育所運営介護施設の剰余金(収益 - 費用)}}{\text{標準負担額と運営費見込額から保育料収入額を控除した額を比較して少ない額}}$$

$$\text{標準負担額} = 3,186,000\text{円} \times \frac{\text{4月1日現在の在籍児童数}}{2.6} + \text{その他の経費} - \text{保育料収入相当額}$$

3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、介護施設内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6